

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

斑鳩町においては、平成8年（1996年）に「男女共同参画社会推進行動計画 ～女と男が輝く未来計画～」(以下、「第1次計画」という。)を策定し、平成16年（2004年）には「斑鳩町男女共同参画推進条例」を制定しました。また、平成18年（2006年）には、条例第9条の趣旨に基づき、第1次計画を改定し、「女と男が輝く未来計画 ～第2次斑鳩町男女共同参画推進計画～」(以下、「第2次計画」という。)を策定しました。そして、平成28年（2016年）には、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野で活躍することができる社会を実現するための行動計画として、「女と男が輝く未来計画 ～第3次斑鳩町男女共同参画推進計画～」(以下、「第3次計画」という。)を策定し、さまざまな施策を推進しています。

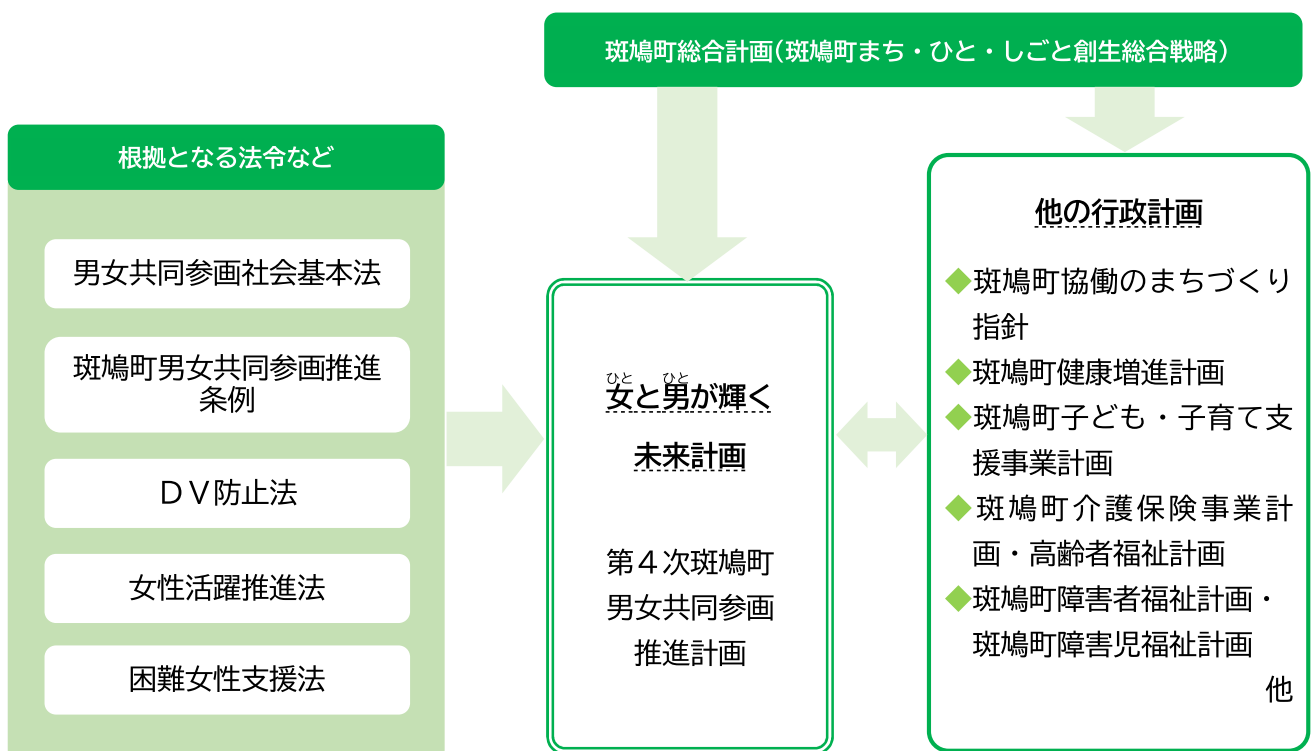
これまでの取組みにより一定の進展は見られるものの、性別による無意識の思い込み*（アンコンシャス・バイアス）は今も根強く残っており、引き続き取組みが必要です。また、今日的な社会情勢として、少子高齢化の進展や働き方改革関連法の施行、女性活躍推進法*の改正などに対応した新たな課題に対する取組みが求められています。さらに、この間の新型コロナウイルス感染症の拡大により、雇用・就業への影響や配偶者等からの暴力の増加・深刻化の懸念など、社会的・経済的影響がもたらされています。

このような状況をふまえて、性別にかかわらずすべての人が個性を認め合い、対等な関係で、社会のあらゆる分野で活躍することができる男女共同参画社会を実現するための総合的な行動計画として、「女と男が輝く未来計画 ～第4次斑鳩町男女共同参画推進計画～」(以下、「第4次計画」という。)を策定し、この計画を行動指針に、住民、事業者、関係団体・機関、行政などが連携・協働のもと各種施策を推進するものとします。

2. 計画の位置づけ

- ①この計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項及び「斑鳩町男女共同参画推進条例」第 9 条に基づいて、斑鳩町の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために策定するものです。
- ②この計画は、平成 13 年（2001 年）に施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）*」第 2 条の 3 第 3 項の規定に基づく、本町における推進計画を含みます。
- ③この計画は、平成 27 年（2015 年）に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法*）」第 6 条第 2 項に基づく、本町における推進計画を含みます。
- ④この計画は、令和 4 年（2022 年）に成立した「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」第 8 条第 3 項の規定に基づく、本町における推進計画を含みます。
- ⑤この計画は、国の「第 5 次男女共同参画基本計画」や、奈良県の「男女でつくる幸せあふれる奈良県計画（第 4 次奈良県男女共同参画計画・第 2 次奈良県女性活躍推進計画）」をふまえるととも、本町の上位計画である「第 5 次斑鳩町総合計画」など関連する計画との整合性をはかりながら策定しています。
- ⑥この計画は、町の施策を明らかにし、住民と事業者と町が一体となって行動するためのプログラムです。

【計画の位置づけ（イメージ図）】



3. 計画のテーマ

性別にかかわらず

だれもが輝いてくらせる 男女共同参画のまちづくり

男女共同参画社会の実現には、性別にかかわらず、すべての人の人権が尊重され、一人ひとりの多様な個性が認められるとともに、誰もが差別されることなく、対等な立場であることが重要です。

また、誰もが輝いて、生き生きとくらすためには、互いに敬愛し、信頼しあい、その意識を行動に移し、どんなことでもそれぞれに個性を発揮し、協力し合うこと、それを可能とする、だれもが温かくふれあって、安心できる明るい社会環境が必要です。

本町においては、第3次計画において「女（ひと）と男（ひと）がともに輝いて暮らせる男女共同参画のまちづくり」をテーマに掲げ、男女共同参画の取組みを総合的に推進して参りました。令和7年度（2025年度）に第3次計画が終了を迎えることから、計画の進捗状況を評価するとともに、令和6年度（2024年度）に実施した「男女共同参画に関する住民意識調査」の結果で明らかになった住民の意識・実態の現状に基づき、上記テーマを本計画の理念として新たに設定し、引き続き、男女共同参画社会の実現をめざし取り組んでいくものとします。

4. 計画の基本目標

第3次計画策定以降の社会動向や男女共同参画に関わる法制度の見直し等、新たな対応課題をふまえ、計画のテーマを実現するために、第4次計画では、今後10年間でめざす基本目標を次の3つとし、住民と事業者と町が一体となって取組みをすすめます。

基本目標

1

多様な生き方ができる社会の実現にむけた意識づくり

基本目標

2

誰もがあらゆる分野で活躍できる基盤づくり

基本目標

3

誰もが安心してくらせる社会づくり

5. 計画の構成

この計画は、計画のテーマを実現するための3つの基本目標と、それを実現するための8つの「基本方針」と具体的な推進のための「基本施策」で構成されています。

「基本目標」ごとに「現状と課題」を明らかにしたうえで、今後の「施策の展開」の方向を示しています。

「基本施策」については、次の4つの視点に立った内容で構成しています。

- ①男女共同参画を推進するもの
- ②男女共同参画の推進に関連するもの
- ③男女共同参画を阻害する要因を除去するもの
- ④特に女性を対象とするもの

6. 計画の期間

計画の期間は、令和8年度（2026年度）から令和17年度（2035年度）の10年間とします。ただし、今後の国内外の動向や社会経済情勢の変化に応じ、適切な施策の推進をはかるため、必要に応じて見直しを行うこととします。

斑鳩町男女共同参画推進条例の基本理念（第3条）

（1）男女の人権の尊重

男女が人としての尊厳を重んぜられること、直接又は間接にかかわらず性別により差別した取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

（2）社会における制度又は慣習による影響への配慮

性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣習が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことがないよう配慮されること。

（3）政策等の立案及び決定における共同参画の機会の確保

行政における政策又は事業者その他の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会を確保されること。

（4）家庭生活と職業生活等の社会における活動の両立

家庭を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護等の家庭生活における活動とその他の活動に共にかかわることができるようにすること。

（5）国際的視野の下での男女共同参画の推進

男女共同参画が世界の国々で取り組むべき課題であると認識し、広く国際的な視野の下で、積極的にその取り組みを行うこと。